

件名

中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第一条の三第三項第二号及び第二項第二号の規定に基づく信用協同組合及び信用協同組合連合会が行うことができる中小企業等協同組合法第九条の八第二項第十二号及び第九条の九第六項第一号に掲げる事業に付随して行う債務の保証を定める件

○金融庁告示第　　号

中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第九号）第一条の三第一項第二号及び第二項第二号の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会が行うことができる中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の八第二項第十二号及び第九条の九第六項第二号に掲げる事業に付随して行う債務の保証を次のように定め、令和六年十一月三十日から適用する。

令和六年　月　　日

金融庁長官　井藤　英樹

第一条 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（以下「府令」という。）第一条の三第一項第二号に規定する信用協同組合が行うことができる中小企業等協同組合法（以下「法」という。）第九条の八第二項第十二号に掲げる事業に付随して行う債務の保証で金融庁長官が定めるものは、株式会社日本政策金融公庫、信用協同組合連合会又は信用協同組合及び信用協同

組合連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を定める件（平成十八年金融庁告示第三十五号。以下「告示」という。）第一条各号（第四号から第十号まで、第二十八号及び第二十九号を除く。）に掲げる者の業務の代理に付随して行う債務の保証とする。

第二条 府令第一条の三第二項第二号に規定する信用協同組合連合会が行うことができる法第九条の九第六項第一号に掲げる事業に付随して行う債務の保証で金融庁長官が定めるものは、株式会社日本政策金融公庫又は告示第二条各号（第四号から第十号まで、第二十九号及び第三十号を除く。）に掲げる者の業務の代理に付随して行う債務の保証とする。